



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

73	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課)..... 1
74	道路の区域変更	(道路保全課)..... 4
75	道路の供用開始	(")..... 5
76	道路の区域変更	(")..... 5
77	道路の供用開始	(")..... 5
78	道路の区域変更	(")..... 6
79	道路の供用開始	(")..... 6
80	道路の区域変更	(")..... 6
81	道路の供用開始	(")..... 7

告 示

和歌山県告示第73号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例(平成24年和歌山県条例第83号)第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和2年1月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、「Time Stop」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「Singularity」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「鼓動MAX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「072 Midnight adventure」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (5) 次の写真に示すとおり、「NURE NURE 姫 strawberry cold」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「Generic love sex4」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「YOKUBOU」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (8) 次の写真に示すとおり、「Natural energy」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (9) 次の写真に示すとおり、「Snake Violence」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (10) 次の写真を付して、「スーパーレモンヘイズ XTC TROPICAL ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (11) 次の写真を付して、「スピードメス2」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (12) 次の写真を付して、「ラブセックス2」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

の。

- (13) 次の写真を付して、「MP31 クリスタルアッパー2」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (14) 次の写真を付して、「セックスアート2」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (15) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ ダイヤモンドガール2 (Diamond Girl) ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (16) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ ダーバン・ポイズン (Durban Poison) ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (17) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ チョコレート・タイ (Chocolate Thai) ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (18) 次の写真を付して、「スーパーレモンヘイズヘブン ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (19) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ スーパーシルバーヘイズヘブン (Super Silver Haze Haven) ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (20) 次の写真を付して、「エクスタシーセックス5」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (21) 次の写真に示すとおり、「極卍ゴメオ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (22) 次の写真に示すとおり、「くねくね男」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (23) 次の写真に示すとおり、「性煙ドロップ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (24) 次の写真に示すとおり、「一撃淫烈」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (25) 次の写真に示すとおり、「脳狂アナル」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (26) 次の写真に示すとおり、「まぐわい」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (27) 次の写真に示すとおり、「漢吹き」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (28) 次の写真に示すとおり、「チンギメ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (29) 次の写真に示すとおり、「とろとろ淫乱」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (30) 次の写真を付して、「SEX狂」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (31) 次の写真に示すとおり、「high class V2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (32) 次の写真を付して、「American Traditional Style」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (33) 次の写真を付して、「Death Killer (別名 死神)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (34) 次の写真に示すとおり、「ウケ・前立腺ギメ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (35) 次の写真に示すとおり、「シャブリ野郎」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (36) 次の写真に示すとおり、「スーパー・トコロテン」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (37) 次の写真に示すとおり、「けつまん男 vol.21」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (38) 次の写真に示すとおり、「艶煙」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (39) 次の写真を付して、「紫煙淫乱」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (40) 次の写真に示すとおり、「69Mania」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (41) 次の写真に示すとおり、「Sex Doll Maker」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

- (42) 次の写真に示すとおり、「X-Premium」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (43) 次の写真に示すとおり、「万華鏡」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (44) 次の写真に示すとおり、「GALACTICA」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (45) 次の写真に示すとおり、「es」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (46) 次の写真に示すとおり、「T-Shock」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (47) 次の写真に示すとおり、「MAHOROBA」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (48) 次の写真に示すとおり、「NEO GOLD」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (49) 次の写真に示すとおり、「SUPER ENEMAGRA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (50) 次の写真に示すとおり、「Ghost」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (51) 次の写真に示すとおり、「Daemon D.N.A」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (52) 次の写真に示すとおり、「Tiger69」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (53) 次の写真に示すとおり、「Dick Hunter」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (54) 次の写真に示すとおり、「痴乱」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (55) 次の写真に示すとおり、「ほられ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (56) 次の写真に示すとおり、「淫覚」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (57) 次の写真に示すとおり、「MATATABI」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (58) 次の写真に示すとおり、「SHIMOBE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (59) 次の写真に示すとおり、「とろまんGOLD」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (60) 次の写真に示すとおり、「CORONA DASH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (61) 次の写真に示すとおり、「911 LUSH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (62) 次の写真に示すとおり、「GO!GO!Shot!」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (63) 次の写真に示すとおり、「EVOLVE MR-04」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (64) 次の写真に示すとおり、「DEEP Doop」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (65) 次の写真に示すとおり、「Pussy Crusher」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (66) 次の写真に示すとおり、「∞loop」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (67) 次の写真に示すとおり、「the Knight love shot」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (68) 次の写真に示すとおり、「波海 HAKAI」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (69) 次の写真に示すとおり、「Queen beast」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (70) 次の写真に示すとおり、「Slow mush」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (71) 次の写真に示すとおり、「SEX KING」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (72) 次の写真に示すとおり、「Sex Poison」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (73) 次の写真を付して、「刀 KATANA」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (74) 次の写真に示すとおり、「TRICK MAX」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (75) 次の写真に示すとおり、「HOT ACME」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (76) 次の写真に示すとおり、「FREEDOM」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (77) 次の写真に示すとおり、「和 なごみ」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (78) 次の写真に示すとおり、「Masterbate Master」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (79) 次の写真に示すとおり、「乱舞」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (80) 次の写真に示すとおり、「VIP MP-9」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (81) 次の写真に示すとおり、「Ecstasy CAT」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (82) 次の写真に示すとおり、「SEXUAL SPIKE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (83) 次の写真に示すとおり、「Love Hot」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

- (84) 次の写真に示すとおり、「禅」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (85) 次の写真に示すとおり、「RED EYE SONIC」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (86) 次の写真に示すとおり、「MAX GO」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (87) 次の写真を付して、「【420ハーブティー】WP3GO_420ワイルドフィアーバーフュー&パッションフラワーハーブティー」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (88) 次の写真を付して、「【420ハーブティー】WE3GO_420ワイルドフィアーバーフュー&エルダーフラワーハーブティー」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (89) 次の写真を付して、「【420ハーブティー】RW3GO_420ラズベリー&ワイルドフィアーバーフューハーブティー」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (90) 次の写真を付して、「【420ハーブティー】RP3GO_420ラズベリー&パッションフラワーハーブティー」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (91) 次の写真を付して、「【420ハーブティー】RE3GO_420ラズベリー&エルダーフラワーハーブティー」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (92) 次の写真を付して、「【420ハーブティー】MR3GO_420マシュマロー&ラズベリーハーブティー」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (93) 次の写真を付して、「【420ハーブティー】MP3GO_420マシュマロー&パッションフラワーハーブティー」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (94) 次の写真を付して、「EXCITE Ball FINISH」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (95) 次の写真を付して、「EXCITE Ball START」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

令和2年1月21日

和歌山県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町添野川字平井川東平山1634番1地内	旧	4.25 ） 14.80	70.80	

同上	新	11.60 } 32.50	70.80	
----	---	---------------------	-------	--

和歌山県告示第75号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町添野川字平井川東平山1634番1地内

供用開始の期日 令和2年1月21日

和歌山県告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町真砂字眞砂14 6番1地先から同町真砂字眞砂26 7番1地先まで	旧	3.57 } 18.66	380.00	
同上	新	8.20 } 43.27	380.00	

和歌山県告示第77号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町真砂字眞砂146番1地先から同町真砂字眞砂267番1地先まで

供用開始の期日 令和2年1月21日

和歌山県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町大川字三ツ嶋923番4地先から同町大川字三ツ嶋929番5地先まで	旧	5.68 ） 10.33	170.00	
同上	新	9.84 ） 20.61	170.00	

和歌山県告示第79号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町大川字三ツ嶋923番4地先から同町大川字三ツ嶋929番5地先まで

供用開始の期日 令和2年1月21日

和歌山県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

西牟婁郡すさみ町周参見字上戸川南側5193番6地先から同町周参見字上戸川南側5192番15地先まで	旧	9.91 } 49.48	280.00	
同上	新	14.76 } 60.02	280.00	

和歌山県告示第81号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 すさみ古座線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町周参見字上戸川南側5193番6地先から同町周参見字上戸川南側5192番15地先まで

供用開始の期日 令和2年1月21日